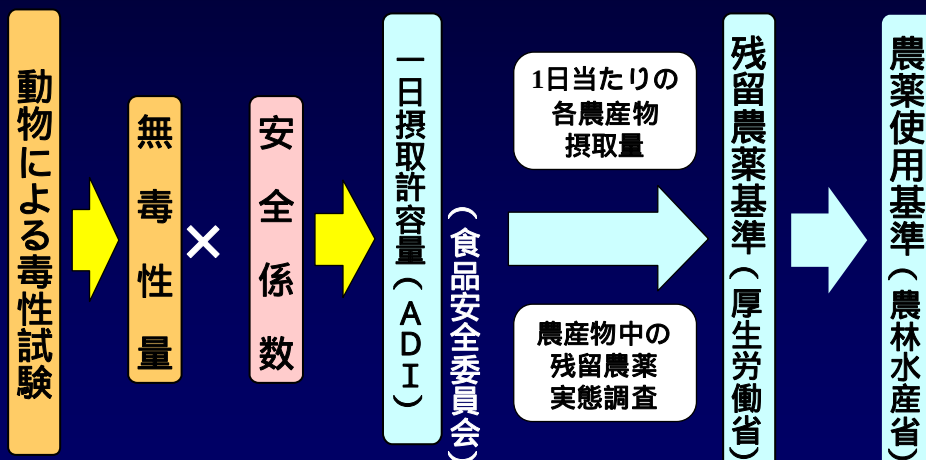


ポジティブリスト制度施行後の 状況および今後の対応について

厚生労働省医薬食品局食品安全部

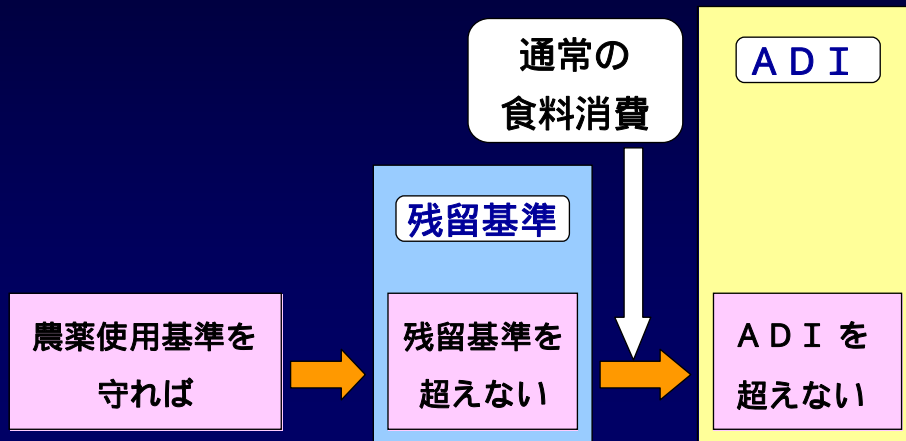
1

農薬の残留基準の決め方



2

残留農薬の安全確保



3

「ポジティブリスト」って何？

一般的に、

ネガティブリスト

原則規制がない状態で、**規制するものについてリスト化するもの**

ポジティブリスト

原則規制（禁止）された状態で、**使用を認めるものについてリスト化するもの**

4

残留農薬等のポジティブリスト制度とは？

基準が設定されていない農薬等が
一定量を超えて残留する食品の販売
等を原則禁止する制度

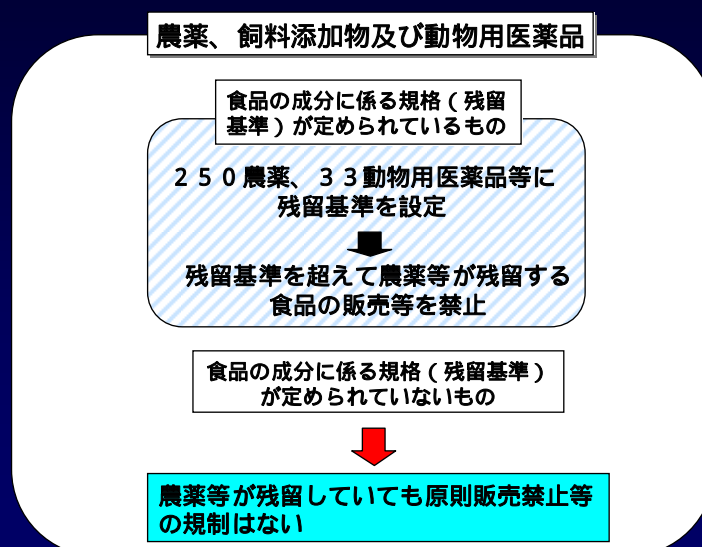
「食品衛生法等の一部を改正する法律」

（平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布）

5

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入- 1

【従前の規制】



6

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入- 2

【ポジティブリスト制度の施行後】（平成18年5月29日施行）

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められているもの

ポジティブリスト制度の施行までに、現行法第11条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた基準を設定

農薬取締法に基づく登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

食品の成分に係る規格（残留基準）が定められていないもの

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示（一律基準）

一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示

ポジティブリスト制度の対象外

7

残留農薬等に関する食品衛生監視指導

厚生労働大臣が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（法第22条）に基づき、

国内に流通する食品

都道府県等食品衛生監視指導計画（法第24条）

我が国に輸入される食品

輸入食品監視指導計画（法第23条）

国及び都道府県等は監視指導計画の実施状況について、公表する。また、検査の結果、基準を超える農薬等が検出された場合、当該ロットが販売禁止等の措置（法第54条）の対象となる。

→ 都道府県等や検疫所が実施する監視指導方法はポジティブリスト制度施行前と基本的に変更はない。

8

ポジティブリスト制度の今後の課題

- 生産段階における農薬等適正使用の促進など
国内：農薬取締法などに定める使用基準の遵守
輸出国：残留基準に適合する農産物等生産
生産から消費に至る関係者間のコミュニケーション
- 新たに残留基準等を設定した農薬等の再評価
今後5年間で食品安全委員会に健康影響評価を依頼
- 試験法の開発

9

厚生労働省 食品安全情報



- ◆ 緊急情報
- ◆ 食の安全に関するQ&A
- ◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み
- ◆ 分野別施策
 - 食中毒
 - 食品添加物
 - 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
 - 牛海綿状脳症 (BSE)
 - 遺伝子組換え食品
 - 健康食品
 - 輸入食品



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

10